



気になる医療費はお助け制度を活用 医療

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 乳幼児・子どもの医療費助成	健康保険に加入している親の子ども(国民健康保険の場合は本人)	病院で支払う医療費の一部、または全額を負担 ※自治体によって対象となる年齢や要件、金額が異なる	居住している市区町村の窓口
A 高額療養費	1ヵ月の医療費が、所得に応じた上限額を超えた人	所得額が平均的な人は8万100円+αを超えた医療費が戻る	加入している保険の窓口
A 医療費控除(確定申告)	医療費が1年間(1~12月)で定額を超えた世帯	還付計算式で算出された金額の所得税分が戻る ※最大で(医療費-保険金等で補てんされる金額)-10万円※2に相当する所得税額で還付 ※2 申請者の総所得が200万円未満の場合は所得合計額の5%が上限	居住地域の税務署
C 予防接種費用助成	対象自治体に居住する世帯	子どもや妊産婦の任意接種のワクチン費用の一部を助成	居住している市区町村の窓口

あらかじめ「限度額適用認定証」を発行しておく
と8万100円+αで済む



暮らしにかかる負担を少しでも軽く 生活

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 結婚新生活支援事業	対象自治体に居住する、夫婦ともに婚姻時39歳以下の新婚世帯 ※夫婦の所得を合わせて400万円未満(世帯収入約540万円未満に相当)が対象	1世帯あたり新居の住宅費や引越費用等30~60万円を補助	居住している市区町村の窓口
C 水道料金の免除・減額	対象自治体に居住する世帯	対象月の水道料金の基本料金を全額免除、または減額	居住している市区町村の窓口
C 家庭向け省エネ補助金	対象自治体に居住する世帯	省エネ家電や電気自動車等の購入費用を補助	居住している市区町村の窓口

各自自治体で生活サポートの動きが加速



省エネにするとお得がいっぱい 住まい

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 子育てエコホーム支援事業	18歳未満の子を有する子育て世帯、または夫婦のいずれかが39歳以下の若年夫婦世帯 ※住宅のリフォームは全世帯対象	高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に最大100万円、住宅の省エネリフォームに最大60万円を補助	建設施工業者から交付申請
A 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業	窓をリフォーム予定の世帯	先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに対し費用の1/2を補助	施工業者から交付申請
A 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	給湯器を設置予定の世帯	特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に対し、ヒートポンプ給湯機10万円、ハイブリッド給湯機13万円、家庭用燃料電池20万円までを補助	施工業者から交付申請
C 新婚世帯・子育て世帯家賃補助制度	対象自治体に居住する新婚または子育て世帯	賃貸住宅の家賃を月額2万円(12ヵ月)補助	居住している市区町村の窓口
C リフォーム費用助成	移住してリフォーム予定の世帯	空き家購入等の条件付きでリフォーム費用を助成	居住している市区町村の窓口

2024年公募予定
あらかじめ、工事を依頼する建設・施工業者が支援事業の登録業者かどうか確認

知ってる人から得をする

給付金・助成金ガイド

少子化対策で、子育て支援は増加傾向

「給付金」「助成金」とは、国や地方自治体などから支給されるお金のこと。

社会全体で少子化対策が強化されている今、

ますます種類も支給金額も増えると予想されています。

知っておかないともったいない、もらえるお金やサービスについてチェックしておきましょう。



子育て世帯を応援する給付金・助成金や各種支援をチェック!

*ここで紹介しているのは子育て支援の一部です(2023年12月時点)。お住まいの市区町村によって制度の有無も異なります。

■情報収集は自治体のHPから

- ①居住している市区町村のHPにアクセスし、「子育て支援」「助成金」などで検索。
- ②要件が当てはまるものがあれば、申請方法を確認。
- ③必要なもの(身分証明書、母子手帳、レシートなど)を用意して、窓口へ提出。

*申請方法などは各自治体によって異なります。

■助成金の情報を集めたサイトも

助成金・補助金の検索サービス「助成金なう」なら、官公庁や全国の自治体などのさまざまな助成金情報を一度に確かめることができます。

助成金なう 検索



うれしい支援が续々増加中 子育て

A 全ての人 B 会社員・公務員 C 一部の自治体 (要件は自治体によって異なる)

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 児童手当	日本に居住する、中学校卒業までの子どもを養育する世帯	月額1万円~1万5,000円 ※子の年齢や人数、養育者の所得によって異なる。所得が一定以上の場合は月額一律5,000円。所得上限限度額以上の場合は支給されない	居住している市区町村の窓口、共済年金の人は共済の窓口
B 家族手当	家族を扶養している会社員	勤務先の規定により異なる ※家族手当の規定がない場合は支給されない	勤務先の人事や総務など
A 児童扶養手当	18歳までの子ども(障害児の場合は20歳)を養育するひとり親世帯	月額1万410円~4万4,130円 ※支給要件あり。子の人数や養育者の所得によって異なる	居住している市区町村の窓口
A 幼児教育・保育の無償化	3~5歳までの子どもを養育する世帯	3~5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化 ※住民税非課税世帯は0~2歳も対象。幼稚園は月額上限あり	居住している市区町村の窓口
C 第2子以降の保育料無償化	対象自治体に居住する0~2歳までの第2子以降を養育する世帯	所得制限なしで2歳までの第2子以降の保育料を完全無償化	居住している市区町村の窓口

所得制限の撤廃、18歳までの延長等、今後拡充される見通し



妊娠・出産を応援してもらおう 妊娠・出産

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 出産育児一時金	健康保険に加入し、妊娠4ヵ月(85日)以上で出産した女性	基本50万円 ※直接支払制度を導入している産院なら上記の金額の差額を支払う形でOK	出産予定の産院・病院、または加入している健康保険の窓口
A 出産・子育て応援給付金*	妊娠・出産した女性	「妊娠届出時」と「出生届出時」にそれぞれ5万円相当、合計10万円相当のクーポン等を支給	居住している市区町村の窓口
A 妊婦の初回受診料補助 (条件あり)	住民税非課税世帯の妊娠した女性	産婦人科で妊娠を確認する初回の受診料について、1万円を上限に補助	居住している市区町村の窓口
A 妊婦健診費の助成	妊娠した女性	妊婦健診14回分の健診費を全額、または一部補助	居住している市区町村の窓口

2023年4月から増額

*令和6年度は、2024年の国会で予算案が審議され、成立した後に制度継続となります(2023年12月現在)